

更新申請手続について

令和元年10月1日より熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）は5年ごとの更新が必要になります。引き続き事業者としての指定を受ける場合、次の書類等を給排水設備課業務班に提出してください。

なお、更新手続きの対象者については、別途通知いたします。

提出書類

- ① 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）
- ② 「機械器具調書」（別表）
- ③ 「誓約書」（様式第2）
- ④ 「指定給水装置工事事業者指定更新時確認書」（様式第5号）

添付書類等

- (1) ○法人の事業者の場合は、次の書類を添付してください。
 - イ 定款のコピー
 - ロ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）○個人の事業者の場合は、次の書類を添付してください。
 - イ 住民票の写し
- (2) 機械器具の写真
- (3) 主任技術者の免状又は技術者証のコピー
- (4) 外部研修受講を証明する書類の写し（様式第5号③の外部研修受講有の場合）
- (5) 資格証等の写し（様式第5号④に該当する場合）

更新審査手数料

10,000円（熊本市水道条例第33条第1項第2号）

手数料については上下水道局発行の「納入通知書」での支払いになります。指定の金融機関での納入後、領収書のコピーを窓口へ持参又はFAXで送信してください。申請の受理については、上下水道局で手数料納入確認後になります。

☆ 様式第5号以外の記載事項等及び記入例について

「新規申請手続について」をご参照ください。

☆ 指定給水装置工事事業者証について（指定工事事業者規程第6条第2項）

更新を行ったときは、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者証を交付します。

熊本市上下水道局 給排水設備課 業務班

T E L 096-381-1151

F A X 096-381-1163

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書

氏名又は名称 **株式会社給水工業** ⑩
郵便番号、住所 〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
代表者氏名 **代表取締役 給水 太郎**
電話番号 **096-381-1151**

① 熊本市が実施している指定給水装置工事事業者説明会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。） （公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
平成30年 11月 15日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
休業日：日曜日、正月3日が日 営業日：月～土 修繕対応時間：8時～17時 GW 17時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可） （該当部に○を付けてください、詳細な内容を記入することも可能です。）
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕 その他（ <input type="radio"/> ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○を付けてください。 （公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 改造 ） 水道メーター ～ 宅内給水装置（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 改造 ）
その他（公表： <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可）
緊急時連絡先 0X0-XXXX-XXXX（代表者携帯）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いいたします。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条
 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）
 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
給水 一郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成29年7月20日
給水 次郎	自社内研修 OOに関する業務研修	平成29年7月23日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可	<input type="radio"/> 不可	

※外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
 自社内研修については、研修内容を記載してください。
 受講者名は、公表の対象ではありません。
 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

様式第5号（第5条の2関係）

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
給水 一郎	○	○	講習会修了者	H30
給水 次郎	○	○	検定会合格者	H30
社員A	○	×		H30

上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

可 不可

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

◎ 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。